

証券コード 6769

2019年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町9番地1  
**ザインエレクトロニクス株式会社**  
代表取締役社長 高 田 康 裕

## 第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会前日の営業時間の終了時である2019年3月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年3月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 8階 ホール
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第27期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第27期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件  
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の内容改定の件  
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎法令および当社定款第12条の規定に基づき、提供書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結注記表 ②個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 <https://www.thine.co.jp/>

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年1月1日から )  
( 2018年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続した一方で、米中貿易摩擦や不安定な欧州情勢等に起因して海外経済の不確実性が高まり、不透明な状況が継続しております。

このような環境の下で、当社グループは2019年を目標年次とする中期経営戦略「J-SOAR」を推進しております。インターフェース技術を軸足としてお客様の課題を解決し、当社グループ独自の日本発ソリューションを世界市場に提供することにより、ビジネスの飛躍を目指してまいります。

当連結会計年度においては、事業の牽引役の入れ替りが進みました。産業機器市場向けのビジネスは、当連結会計年度の売上高の約61%を占めております。そのうち約60%を占める事務機器市場向けのビジネスは国内および北米顧客向けを中心に前期比で11%増加した一方、アミューズメント機器市場向けのビジネスは前期を大きく下回って推移し、産業機器市場向けのビジネスの全体の約9%に減少しました。セキュリティーカメラ等のその他産業機器市場向けのビジネスは前期比8%増加し、これらの結果、産業機器市場向け製品の出荷は全体として前期比4%の減少となりました。

車載市場向けのビジネスは、売上高全体の約21%を占めており、前期比57%の増加となり順調に推移しました。特に車載フルHDパネル向けの製品出荷が順調に推移し、車載純正品向けのビジネスは前

期比で倍増となりました。

また、民生市場向けのビジネスは売上高全体の約18%を占めております。その過半を占めるディスプレイ等民生機器向け製品の出荷は中国市場向けに大幅に進展し、前期比22%の増加となりました。一方、携帯電話を中心としたモバイル機器向けのビジネスは国内顧客向けの高解像度モデル対応製品の出荷が前期比で43%減少し、民生市場向けのビジネス全体としては前期比16%の減少となりました。またPC市場向けの新製品について、市場の立ち上がりが当社想定を下回り大幅に遅れていることから、一部の在庫について評価減（総額93百万円）を実施することといたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は32億7百万円（前期比1.3%増）、売上総利益は19億15百万円（前期比1.4%減）となりました。なお、当連結会計年度に当社独自技術であるV-by-One®技術を搭載した製品が累計出荷数で1億個を達成いたしました。V-by-One®技術は、進化する画像・映像機器市場向けを始めとして、情報伝送システムに付加価値を提供するために当社が独自開発した高速情報伝送技術です。4Kテレビ等の民生機器、産業機器および車載機器等、広範な市場でご利用いただいております。

2018年度は中期経営戦略「J-SOAR」の2年目であり、前期に集中投資を行った研究開発によって得られたイノベーションの核となる技術を、しっかりと成果に結びつけていく活動を強化し、飛躍軌道への復帰を目指してまいりました。当連結会計年度においては、4Kテレビ機器内インターフェース技術のデファクトスタンダードであるV-by-One®HS規格に続く次世代高速インターフェース規格となるV-by-One®US技術を搭載したASSP製品の開発を進め、その最初の製品の評価サンプルの出荷を開始しました。またUSBの次世代規格USB3.1

Gen2 (伝送速度が10Gbps (1秒間に100億ビット)) およびUSB3.2 (同20Gbps) に対応したリドライブ新製品のラインナップ拡充に向けた製品開発を行い、同製品技術を活用したVR (仮想現実) 等市場向けのアクティブケーブルに対するソリューション開発も行いました。その他、高効率・高放熱性かつ低EMIを実現した電源モジュール製品化、IoT等の高解像度カメラソリューションに対応した製品等の開発を行い、当連結会計年度において、研究開発費9億83百万円 (前期比35.1%減) を投資しました。

また、当社の海外事業戦略強化のため、当連結会計年度において、米国カリフォルニア州に当社100%子会社の現地法人THine Solutions, Inc. を設立いたしました (2018年2月設立)。世界で活用されるリファレンスデザインを構築する協業パートナーとのコラボレーションを確立し、北米地域における営業活動および技術サポート活動をより強力かつ迅速に進めてまいります。

さらに当連結会計年度において、IoT/M2M機器やモバイル通信機器のハードウェア・ソフトウェアの設計開発・製造・販売を行うキャセイ・トライテック株式会社と資本業務提携契約を締結し、同社の発行済み株式数の52.39%を取得し連結子会社化いたしました (2018年12月連結子会社化)。当社とキャセイ・トライテック株式会社の技術的優位性を持ち寄り、IoT分野を始めとする事業のイノベーションを加速し、新たなソリューション展開を通じて、お客様と世界市場に対してより革新的な付加価値を提供してまいります。なお、当社は2019年1月にキャセイ・トライテック株式会社の株式の追加取得を行い、現在同社の発行済み株式数の83.87%を保有しております。

これらの活動により、当連結会計年度における営業利益は32百万円 (前期は営業損失4億90百万

円) となりました。

また、受取利息および受取配当金33百万円等を計上した一方で、現預金等の米ドル建て資産の評価替えとして為替差損20百万円等を計上した結果、経常利益は54百万円（前期は経常損失5億24百万円）、保有する投資有価証券の一部売却を行い投資有価証券売却益76百万円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億7百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失5億23百万円）となりました。なお、当社グループは、当連結会計年度末日において、約12百万米ドルのドル建ての現金および預金を保有しております。

なお、2019年2月6日開催の取締役会の決議により、期末配当は1株当たり金9円とさせていただきます。

※「V-by-One」はザインエレクトロニクス株式会社の登録商標です。

## (2) 対処すべき課題

激動する経済状況の中で、エレクトロニクス業界においては低消費電力や低コストなどの特性を兼ね備えた付加価値製品へのシフトが伸展しております。当社グループは中期経営戦略「J-SOAR」を掲げ、インターフェースを軸足としてお客様の課題を解決し、当社グループ独自の日本発ソリューションを世界市場に提供することにより、ビジネスの飛躍を目指すことといたしました。

これまで高速インターフェースや高解像度カメラ画像処理などの分野で培ってきた技術力と信頼性をより一層向上させることにより、お客様に満足いただける製品およびソリューションを提供するとともに、IoT分野においては、当期に連結子会社化しましたキャセイ・トライテック株式会社を軸とし、技術のコラボレーションによる新たなソリューション提供を積極的に進め、事業の発展に全力をつくしてまいります。

具体的には、以下の施策を講じてまいります。

- ①お客様の課題を解決するため、インターフェースを軸足として、当社グループ独自の日本発ソリューションを世界市場に提供することを目指してまいります。
- ②アジアおよび北米を核とした海外のマーケティング、営業の拠点を強化するとともに、世界市場での事業展開に向けた活動体制整備を推し進めます。
- ③開発能力のさらなる拡大および知的財産権の拡充を図ります。
- ④ファブレスモデルをさらに磨き、競争力のあるコスト構造の構築、高信頼性化、供給の安定化を進めます。
- ⑤他社とのアライアンス案件を積極的に探索し、機動的に新事業の開拓を進めます。

これらの施策により、中期経営戦略「J-SOAR」の達成を目指し、さらなる発展に向けた成長基盤を確立し、企業価値の拡大および社会貢献を達成したいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

**(3) 設備投資等の状況**

該当事項はありません。

**(4) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(6) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社は、2018年2月1日付で、米国カリフォルニア州に100%子会社であるTHine Solutions, Inc.を設立いたしました。

また、当社は、2018年12月6日付で、キャセイ・トライテック株式会社の発行済み株式数の52.39%を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、その後の同社株式の追加取得により、2019年1月10日までに同社の発行済み株式数の83.87%を保有するに至っております。

**(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

## (9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### 企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 24 期 (2015年12月期)	第 25 期 (2016年12月期)	第 26 期 (2017年12月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売 上 高	3,488,281	2,903,001	3,165,207	3,207,755
経 常 利 益	530,143	△275,650	△524,932	54,502
親会社株主に帰属する当期 純利益又は純損失(△)	378,763	△303,489	△523,306	107,160
1株当たり当期純利益又は 純損失(△)(円)	36.09	△28.72	△49.24	10.06
総 資 産 額	9,714,314	9,457,714	9,052,286	9,123,722
純 資 産 額	9,359,034	9,132,874	8,554,431	8,414,656
1株当たり純資産額(円)	888.64	860.78	801.03	772.52

(注) △印は損失を示しております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持株比率	主要な事業内容
哉英電子股份有限公司	20,000千台湾ドル	100%	半導体製品の販売
ザインエレクトロニクス コリア株式会社	300,000千ウォン	100%	半導体製品の販売
賽恩電子香港股份有限公司	15,000千香港ドル	100%	半導体製品の販売
前海賽恩電子(深圳)有限公司	8,000千人民元	100% (100%)	半導体製品の販売
THine Solutions, Inc.	500千米国ドル	100%	半導体製品の販売
キャセイ・トライテック株式会社	140,000千円	52.39%	コンピュータ機器 とソフトウェアの 設計・製造・販売
深圳泰晨通訊科技有限公司	800千米国ドル	47.15% (47.15%)	コンピュータ機器 とソフトウェアの 販 売

(注) 1. 持株比率の( )内は、間接保有割合を内数で記載しております。

2. 当社は、2018年2月1日付で、米国カリフォルニア州に100%子会社であるTHine Solutions, Inc. を設立いたしました。



ました。同社は、当社の重要な子会社であります。

3. 当社は、2018年12月6日に、キャセイ・トライテック株式会社の発行済み株式数の52.39%を取得し、同社を連結子会社とするとともに重要な子会社といたしました。それに伴い、キャセイ・トライテック株式会社の子会社である深圳泰晨通迅科技有限公司の発行済み株式数の47.15%（うち間接保有割合47.15%）を保有することとなり、同社を重要な子会社といたしました。  
なお、当社は、2019年1月10日までにキャセイ・トライテック株式会社の株式を追加取得し、同社の発行済み株式数の83.87%を保有するに至っております。それに伴い、キャセイ・トライテック株式会社の子会社である深圳泰晨通迅科技有限公司の発行済み株式数の75.48%（うち間接保有割合75.48%）を保有するに至っております。

(11) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

当社グループは、LSI事業およびAIOT事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① LSI事業

各種用途向けミックスドシグナルLSIの開発・販売を行っております。

② AIOT事業

AI/IoT/M2M機器やモバイル通信機器のハードウェア・ソフトウェアの開発・製造・販売を行っております。

(12) 主要な事業所 (2018年12月31日現在)

当社本社

東京都千代田区神田美土代町9番地1

哉英電子股份有限公司(子会社)

台湾台北市

ザインエレクトロニクスコリア株式会社(子会社)

韓国ソウル特別市

賽恩電子香港股份有限公司(子会社)

中国香港特别行政区

前海賽恩電子(深圳)有限公司(孫会社)

中国広東省深圳市

前海賽恩電子(深圳)有限公司 上海分公司

中国上海市

Thine Solutions, Inc. (子会社)

米国カリフォルニア州サンタクララ市

キャセイ・トライテック株式会社(子会社)

神奈川県横浜市港北区

深圳泰晨通訊科技有限公司(孫会社)

中国広東省深圳市

(13) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
140名	7名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
96名	16名減

(14) 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,340,100株  
(うち自己株式1,530,021株)
- (3) 株主数 5,653名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率
飯塚 哲哉	2,228	20.61%
有限会社 豊人	1,950	18.04
松田 健太郎	250	2.31
西川 典孝	179	1.66
中原 隆志	142	1.32
田中 大樹	120	1.11
第一生命保険株式会社	81	0.75
シリコンテクノロジー株式会社	77	0.72
野上 一孝	70	0.65
金村 雄仁	70	0.65

- (注) 1. 有限会社豊人は2005年8月に設立され、当社代表取締役会長飯塚哲哉が取締役を兼務しております。
2. 当社は自己株式を1,530,021株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 持株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年12月31日現在で存在する当社が発行した新株予約権は以下のとおりであります。

①2017年3月24日開催の第25期定時株主総会の特別決議および2017年4月17日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（第10回ストックオプション）

割 当 日	2017年4月18日
割 当 の 対 象 者	当社従業員、当社完全子会社従業員および当社完全孫会社従業員
新株予約権の数 (2018年12月31日現在)	2,310個
目的となる株式の種類と数 (2018年12月31日現在)	普通株式 231,000株
発行価額	無償
行使価額	1個あたり96,700円
行使期間	2020年4月1日～2022年4月30日
権利行使条件	①割り当てられる新株予約権の個数の一部または全部につき、これを行行使することができるものとする。各新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ②新株予約権者は、当社、当社の子会社、もしくは当社の孫会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。

②2017年4月17日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（第11回ストックオプション）

割 当 日	2017年5月15日
割 当 の 対 象 者	当社ならびに当社完全子会社および当社完全孫会社の取締役および従業員
新株予約権の数 (2018年12月31日現在)	3,375個
目的となる株式の種類と数 (2018年12月31日現在)	普通株式 337,500株
発 行 価 額	1個あたり900円
行 使 価 額	1個あたり96,700円
行 使 期 間	2020年4月1日～2022年4月30日
権 利 行 使 条 件	<p>①新株予約権者は、下記(a)、(b)、または(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、2019年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>(a) 2019年12月期の当社グループ連結売上総利益が22億円を超過した場合 割り当てられた新株予約権の30%</p> <p>(b) 2019年12月期の当社グループ連結売上総利益が24億円を超過した場合 割り当てられた新株予約権の60%</p> <p>(c) 2019年12月期の当社グループ連結売上総利益が26億円を超過した場合 割り当てられた新株予約権の100%</p> <p>なお、上記(a)、(b)、および(c)における連結売上総利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等の場合であって正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2018年12月31日現在)

会社における位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	飯塚哲哉	有限会社豊人取締役 有限会社ヒルストン代表取締役 一般社団法人日本電子デバイス産業協会顧問
代表取締役 社長	高田康裕	ザインエレクトロニクス 코리아 株式会社代表理事 賽恩電子香港股份有限公司董事 前海賽恩電子(深圳)有限公司董事長 THine Solutions, Inc. President 哉英電子股份有限公司董事長
取締役	佐々木和久	開発部長 シリコンライブラリ株式会社社外取締役
取締役	山本武男	総務部長
社外取締役 (常勤監査等委員)	舟田 饒	-
社外取締役 (監査等委員)	山口修司	弁護士 弁護士法人岡部・山口法律事務所代表弁護士 玉井商船株式会社社外監査役 株式会社住友倉庫社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	松岡章夫	税理士 税理士法人松岡事務所代表社員 税務大学校講師

- (注) 1. 取締役舟田饒、山口修司、松岡章夫の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役山口修司氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
3. 取締役松岡章夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役舟田饒、山口修司、松岡章夫の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、舟田饒氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役との間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### (3) 取締役に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (一)	60,375千円 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	10,056千円 (10,056)
合 計	7名	70,431千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2016年3月24日開催の第24期定時株主総会において年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2016年3月24日開催の第24期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

「(1)取締役の状況」に記載の重要な各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (常勤監査等委員)	舟 田 饒	当事業年度開催の取締役会22回、および監査等委員会13回の全てに出席し、当業界における豊富な経験と幅広い見識を背景に、主に経営的観点から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山 口 修 司	当事業年度開催の取締役会22回、および監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じて、経営全般ならびに弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	松 岡 章 夫	当事業年度開催の取締役会22回、および監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じて、経営全般ならびに税理士としての専門的見地から発言を行っております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任または不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団（当社グループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

なお、内部統制の運用状況については、基本方針に基づき、年度毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、業務の有効性と効率性の向上のため、業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。コンプライアンスについては、研修等を通じてコンプライアンス意識の浸透を図っております。

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規定を取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に社内教育を行う。

内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的を取締役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等についても使用人が直接情報提供を行えるよう、部門を超えた意思疎通と情報伝達を全社的に奨励する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規定に基づき取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

**③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、各業務を担当する取締役はその目標達成のために各部門に具体的目標および会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

**⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は当社グループ全員に対して繰返しコンプライアンスの重要性について周知を図るとともに、「組織・業務分掌規程」および「職制・職務権限規程」により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制を構築する。

**⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、当該取締役は取締役会において執行状況を報告するほか、当社総務部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、子会社管理については、「関係会社管理規程」に基づく管理体制を構築する。

- ⑦ **監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の業務執行取締役等からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとするほか、その旨を当社グループの業務執行取締役および使用人に周知徹底する。

- ⑧ **取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

当社グループの取締役または使用人（子会社の監査役を含む）は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役の間の協議により決定する方法による。また、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

- ⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、定期的開催される取締役会開催の都度、監査等委員である取締役と業務執行取締役等との意見交換を行う。また、当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関し、毎年一定額の予算を設けるほか、監査等委員会の職務の執行に必要な費用について速やかに支払うものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することとし、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の一層の強化と今後の積極的な研究開発投資およびアライアンス案件獲得に備えるための内部留保の充実を重視しております。一方、株主に対する安定的な利益還元策の実施も重要な経営課題と認識しております。具体的な配当につきましては、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財政状況等を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

当社は、期末に年1回の剰余金の配当を行うことを基本としています。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2019年2月6日開催の取締役会の決議により、当社普通株式1株につき金9円と決定いたしました。

また、自己株式の取得について、当社では、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合や潜在的なM&A等に対処する場合などに機動的な対応を可能とすること、当社株式の希薄化を抑制することなどを考慮しつつ、必要と判断した場合に自己株式の取得を行う方針であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率(%)については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>6,383,387</b>	<b>流動負債</b>	<b>582,007</b>
現金及び預金	5,515,652	買掛金	243,838
売掛金	430,789	未払法人税等	35,085
商品及び製品	192,674	賞与引当金	15,367
仕掛品	70,280	役員賞与引当金	10,389
原材料	46,630	その他	277,326
繰延税金資産	8,592	<b>固定負債</b>	<b>127,058</b>
その他	118,767	退職給付に係る負債	18,529
<b>固定資産</b>	<b>2,740,335</b>	資産除去債務	24,735
<b>有形固定資産</b>	<b>98,560</b>	その他	83,793
建物及び構築物	34,731	<b>負債合計</b>	<b>709,065</b>
車両運搬具	14,079	(純資産の部)	
工具器具備品	46,309	<b>株主資本</b>	<b>8,836,289</b>
土地	3,440	資本金	1,175,267
<b>無形固定資産</b>	<b>449,039</b>	資本剰余金	1,291,162
のれん	440,462	利益剰余金	8,661,743
ソフトウェア	7,795	自己株式	△2,291,882
電話加入権	780	その他の包括利益累計額	△485,250
投資その他の資産	2,192,735	その他有価証券評価差額金	△529,911
投資有価証券	2,085,100	為替換算調整勘定	44,660
その他	107,634	新株予約権	61,675
		非支配株主持分	1,941
<b>資産合計</b>	<b>9,123,722</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,414,656</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>9,123,722</b>

# 連結損益計算書

( 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,207,755
売 上 原 価		1,292,690
売 上 総 利 益		1,915,065
販売費及び一般管理費		1,882,998
営 業 利 益		32,066
営 業 外 収 益		45,687
受 取 利 息	18,834	
受 取 配 当 金	14,912	
保 険 返 戻 金	8,709	
雑 収 入	3,231	
営 業 外 費 用		23,251
為 替 差 損	20,534	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,717	
経 常 利 益		54,502
特 別 利 益		76,695
投 資 有 価 証 券 売 却 益	76,605	
そ の 他	90	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		131,198
法人税、住民税及び事業税	24,038	24,038
当 期 純 利 益		107,160
親会社株主に帰属する当期純利益		107,160



## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年1月1日から )  
( 2018年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,175,267	1,291,162	8,716,768	△2,547,037	8,636,160
当期変動額					
剰余金の配当			△95,757		△95,757
親会社株主に帰属する当期純利益			107,160		107,160
自己株式の処分			△66,427	255,154	188,726
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	△55,024	255,154	200,129
当期末残高	1,175,267	1,291,162	8,661,743	△2,291,882	8,836,289

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△168,859	55,417	△113,442	31,713	—	8,554,431
当期変動額						
剰余金の配当			—			△95,757
親会社株主に帰属する当期純利益			—			107,160
自己株式の処分			—			188,726
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△361,051	△10,756	△371,807	29,961	1,941	△339,904
当期変動額合計	△361,051	△10,756	△371,807	29,961	1,941	△139,774
当期末残高	△529,911	44,660	△485,250	61,675	1,941	8,414,656

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月19日

ザインエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 浩司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 尚子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザインエレクトロニクス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザインエレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,918,646	流動負債	390,445
現金及び預金	5,046,992	買掛金	141,693
売掛金	465,241	未払金	121,700
商品及び製品	155,717	未払費用	2,523
仕掛品	70,280	未払法人税等	32,500
原材料	46,630	賞与引当金	13,646
前渡金	21,900	役員賞与引当金	10,389
前払費用	61,602	その他	67,993
その他	50,281	固定負債	24,735
固定資産	2,833,589	資産除去債務	24,735
有形固定資産	61,609	負債合計	415,181
建物	31,857	(純資産の部)	
工具器具備品	26,477	株主資本	8,805,290
土地	3,275	資本金	1,175,267
無形固定資産	6,797	資本剰余金	1,291,162
ソフトウェア	6,245	資本準備金	1,291,162
電話加入権	551	利益剰余金	8,630,744
投資その他の資産	2,765,182	利益準備金	2,500
投資有価証券	2,085,100	その他利益剰余金	8,628,244
関係会社株式	502,125	別途積立金	8,623,000
関係会社長期貸付金	93,892	繰越利益剰余金	5,244
長期前払費用	3,403	自己株式	△2,291,882
その他	80,660	評価・換算差額等	△529,911
資産合計	8,752,236	その他有価証券 評価差額金	△529,911
		新株予約権	61,675
		純資産合計	8,337,055
		負債・純資産合計	8,752,236

# 損 益 計 算 書

( 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,154,382
売 上 原 価		1,292,690
売 上 総 利 益		1,861,692
販売費及び一般管理費		1,823,428
営 業 利 益		38,263
営 業 外 収 益		57,021
受 取 利 息	18,455	
受 取 配 当 金	14,912	
業 務 受 託 料	11,721	
保 険 返 戻 金	8,709	
雑 収 入	3,222	
営 業 外 費 用		22,228
為 替 差 損	19,510	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,717	
経 常 利 益		73,055
特 別 利 益		76,695
投 資 有 価 証 券 売 却 益	76,605	
そ の 他	90	
特 別 損 失		56,708
子 会 社 株 式 評 価 損	56,708	
税 引 前 当 期 純 利 益		93,043
法人税、住民税及び事業税	21,883	21,883
当 期 純 利 益		71,160

# 株主資本等変動計算書

( 2018年1月1日から )  
( 2018年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,175,267	1,291,162	1,291,162	2,500	9,244,000	△524,730	8,721,769
当期変動額							
剰余金の当配			-			△95,757	△95,757
別途積立金の取崩			-		△621,000	621,000	-
当期純利益			-			71,160	71,160
自己株式の処分			-			△66,427	△66,427
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-				-
当期変動額合計	-	-	-	-	△621,000	529,975	△91,024
当期末残高	1,175,267	1,291,162	1,291,162	2,500	8,623,000	5,244	8,630,744

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,547,037	8,641,160	△168,859	△168,859	31,713	8,504,014
当期変動額						
剰余金の当配		△95,757		-		△95,757
別途積立金の取崩		-		-		-
当期純利益		71,160		-		71,160
自己株式の処分	255,154	188,726		-		188,726
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	△361,051	△361,051	29,961	△331,089
当期変動額合計	255,154	164,129	△361,051	△361,051	29,961	△166,959
当期末残高	△2,291,882	8,805,290	△529,911	△529,911	61,675	8,337,055

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月19日

ザインエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 浩 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザインエレクトロニクス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月19日

ザインエレクトロニクス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 舟 田 饒 ㊟

監査等委員 山 口 修 司 ㊟

監査等委員 松 岡 章 夫 ㊟

(注) 監査等委員 舟田饒、山口修司及び松岡章夫は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役飯塚哲哉、高田康裕、佐々木和久、山本武男の4名は任期満了となりますので、新事業開始に伴う経営体制の強化のため1名増員とし、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	いづかてつや 飯塚 哲哉 (1947年4月17日)	1975年4月 東京芝浦電気株式会社(現、株式会社東芝)入社 1990年4月 ヒルストン株式会社代表取締役(現、有限会社ヒルストン代表取締役(現任)) 1990年5月 株式会社東芝半導体技術研究所第2LSI開発部長 1991年5月 株式会社ザ・イン・マイクロシステム研究所設立、代表取締役 1992年6月 当社設立、代表取締役社長 2000年9月 哉英電子股份有限公司董事長 2004年11月 社団法人日本半導体ベンチャー協会会長 2005年8月 有限会社豊人取締役(現任) 2011年5月 社団法人日本半導体ベンチャー協会最高顧問 2013年3月 当社代表取締役会長(現任) 2013年9月 一般社団法人日本電子デバイス産業協会顧問(現任)	株      2,228,200	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	たか だ やす ひろ 高 田 康 裕 (1965年10月11日)	1989年4月 通商産業省(現、経済 産業省)入省 2001年1月 経済産業省産業構造 課課長補佐 2002年2月 当社入社、業務部長 2002年3月 当社取締役 2009年1月 当社経営企画部長 2012年11月 賽恩電子香港股份有 限公司董事(現任) 2016年3月 当社常務取締役経営 企画部長 2016年8月 当社常務取締役 2017年2月 当社代表取締役社長 (現任) 2017年7月 前海賽恩電子(深圳) 有限公司董事長(現 任) 2017年8月 ザ・インテクトロクスコリア株式会 社代表理事(現任) 2018年2月 Thine Solutions, Inc. President(現任) 2018年4月 哉英電子股份有限公 司董事長(現任)	株  19,600	なし
3	ささき かず ひさ 佐々木 和 久 (1968年9月11日)	1992年4月 新日本製鐵株式会社 入社 1999年1月 当社入社 2008年4月 当社第1ビジネスデベ ロップメント部長 2011年2月 当社営業企画部長 2012年2月 当社製品企画部長 2013年1月 当社開発部担当部長 2015年1月 当社開発部長(現任) 2016年1月 当社執行役員 2016年3月 シンコライヴ株式会社 社外取締役(現任) 2017年3月 当社取締役(現任)	25,800	なし
4	やま もと たけ お 山 本 武 男 (1969年1月3日)	1992年4月 兼松株式会社入社 2002年4月 当社入社 2003年1月 当社業務部経理グル ープマネージャ 2012年2月 当社総務部長(現任) 2017年3月 当社取締役(現任)	1,000	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	※ なか はら たか し 中 原 隆 志 (1961年5月14日)	1991年4月 松下電送株式会社入 社 1993年9月 キャセイ・トラテック株式会社 設立、代表取締役 2011年9月 日電(中国)有限公司 総裁補佐兼移動通信 端末事業部総経理 2011年11月 キャセイ・トラテック株式会社 代表取締役会長 2012年3月 キャセイ・トラテック株式会社 相談役社主 2013年3月 キャセイ・トラテック株式会社 代表取締役社長(現 任) 2015年9月 深圳泰晨通訊科技有 限公司董事(現任) 2018年12月 当社執行役員(現任)	株       142,984	なし

(注) ※印は、新任取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者であります。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴（重要な兼職の状況）	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
しみず じゅん ぞう 清水 潤 三 (1954年7月14日)	1979年4月 日本電気株式会社入社 1998年7月 日本電気株式会社半導体 事業グループシステムSI設計 技術本部メモリアクグループマネ ージャー 2005年6月 シリコンライブラリ株式会社設 立、代表取締役社長（現 任）	株  20,533	あり (注) 4

- (注) 1. 清水潤三氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 清水潤三氏は、経営全般に関する高い見識を有しており、適正な監査を実現する観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 当社は、定款第29条において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、清水潤三氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は2016年1月27日付で、清水潤三氏が代表取締役を務めるシリコンライブラリ株式会社と資本業務提携契約を締結し、これに基づき同年2月12日付で同社株式の33.4%を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。当社は、同社に対し、製品開発業務を委託しております。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年3月24日開催の第24期定時株主総会において、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数および報酬等の水準、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、金銭およびストックオプションとしての新株予約権を対象とするものとして年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

かかる改定の目的は、優れた人材を当社取締役（監査等委員である取締役を除く）として採用できる報酬水準を確保するとともに、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図る上で、取締役会が必要と判断した場合に、職務執行の対価として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対してストックオプションとしての新株予約権を発行できるようにするためであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および当社株主総会決議により当該報酬等の額とは別枠にて付与されたまたは付与されるストックオプションとしての新株予約権は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

改定後の報酬等の額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して発行するストックオプションとしての新株予約権の内容は、下記のとおりであり、取締役会の決議により新株予約権を割

当てることといたします。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

## 記

### 1. 新株予約権を発行する理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図るため、取締役会が必要と判断した場合に、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

### 2. スtockオプションとしての新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

各事業年度において、当社普通株式100,000株を上限とする。ただし、発行しない事業年度があることを妨げない。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で未行使の新株予約権について、以下に定める算式によりその目的となる株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる単元未満株式については、当社が別途定める手続きにより買取りを請求できる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で新株を発行または自己株式を処分（ただし、新株予約権の行使による場合を除く）する場合には、新株予約権の目的となる株式数のうち、未行使の株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる単元未満株式については、当社が別途定める手続きにより買取りを請求できる。

なお、調整前行使価額は、後記(4)の調整式による調整前の行使価額を意味し、調整後行使価額は、同調整式による調整後の行使価額を意味する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{株式数} \end{array} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、後記(4)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同様になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適正に調整されるものとする。

(2) 割り当てる新株予約権の数

各事業年度において、1,000個（新株予約権1個につき普通株式100株（1単元）。ただし、前記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）を上限とする。ただし、発行しない事業年度があることを妨げない。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。ただし、取締役会決議により払込みを要する条件を定めることを妨げない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「売買価格」という）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該平均値が新株予約権発行日の売買価格（当日に取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の価格とする）を下回る場合には、当該売買価格とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを



切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、時価を下回る払込金額で新株を発行または自己株式を処分（ただし、新株予約権の行使による場合を除く）する場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

各新株予約権につき、当該新株予約権の割当日の2年後を起算日とし、当該起算日から当該起算日の10年後までの範囲で取締役会が決定した期間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者が、当社グループの取締役または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定および相続（権利行使期間中に本新株予約権者が死亡した場合において死亡した事業年度中に特定の条件下で権利行使される場合を除く）は認めない。
- ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権は、割り当てられる新株予約権の個数の一部または全部につき、これを行することができるものとする。各新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得できるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の一部または全部を無償で取得することができる。
- ③ 当社はいつでも本新株予約権を買入れ、またはこれを取締役会の決議により無償で取得することができるものとする。

(9) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要するものとする。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割  
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

(11) 募集新株予約権のその他の内容

その他の本新株予約権の発行に関する詳細については、募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

3. ストックオプションによる取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額について  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し報酬等として発行する当該新株予約権の額は、割当日における当該新株予約権1個当たりの公正価額に割当日に在任する当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に発行する当該新株予約権の総数を乗じて得た額を基準として算定する。この割当日における当該新株予約権1個当たりの公正価額の算定については、

新株予約権の公正価額の算定のために一般的に  
利用されている数式を用いる。

#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を 発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により当社ならびに当社完全子会社および完全孫会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任いただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に付与する新株予約権については、会社法第361条に定める取締役に対する報酬等に該当いたします。

当社は、2016年3月24日開催の第24期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額について年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨をご承認いただき、今日に至っており、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、金銭およびストックオプションとしての新株予約権を対象とするものとして年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および当社株主総会決議により当該報酬等の額とは別枠にて付与されたまたは付与されるストックオプションとしての新株予約権は含まない）となりますが、これらとは別枠にて取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名となります。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

## 記

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの取締役および従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社グループ取締役が付与する分については、ストックオプションの目的で付与するものであり、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的とするものであることから、かかる新株予約権は、取締役への報酬内容として相当なものと考えております。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出される新株予約権1個当たりの公正価額に割り当てる新株予約権の個数を乗じたものとなります。

### 2. 新株予約権の払込金額

無償（金銭の払込を要しない）

### 3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行は取締役会で決定する。

### 4. 委任に基づき決定することができる新株予約権の発行の内容および数

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式400,000株（4,000単位）を上限とする。取締役が付与する数は当該上限の範囲内とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で未行使の新株予約権について、以下に定める算式によりその目的となる株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる単元未

満株式については、当社が別途定める手続きにより買取りを請求できる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で新株を発行または自己株式を処分（ただし、新株予約権の行使による場合を除く）する場合には、新株予約権の目的となる株式数のうち、未行使の株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる単元未満株式については、当社が別途定める手続きにより買取りを請求できる。

なお、調整前行使価額は、後記(3)の調整式による調整前の行使価額を意味し、調整後行使価額は、同調整式による調整後の行使価額を意味する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{調整前行使価額} \\ \text{株式数} & = & \text{株式数} & \times & \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \end{array}$$

上記の他、後記(3)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同様になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適正に調整されるものとする。

(2) 割り当てる新株予約権の数

4,000個（新株予約権1個につき普通株式100株（1単元）。ただし、前記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）を上限とする。

なお、取締役割り当てる数は当該上限の範囲内とする。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下

「行使価額」という)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の普通取引の終値(以下「売買価格」という)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該平均値が新株予約権発行日の売買価格(当日に取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の価格とする)を下回る場合には、当該売買価格とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で新株を発行または自己株式を処分(ただし、新株予約権の行使による場合を除く)する場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとする。



(4) 新株予約権の行使期間

2022年4月1日から2024年4月30日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者が、当社、当社の子会社、または当社の孫会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定および相続（権利行使期間中に本新株予約権者が死亡した場合において死亡した事業年度中に特定の条件下で権利行使される場合を除く）は認めない。
- ③ その他の行使条件は、本株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権は、割り当てられる新株予約権の個数の一部または全部につき、これを行えるものとする。各新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得できるものとする。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の一部または全部を無償で取得することができる。
- ③ 当社はいつでも本新株予約権を買入れ、またはこれを取締役会の決議により無償で取得することができるものとする。

(8) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割  
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

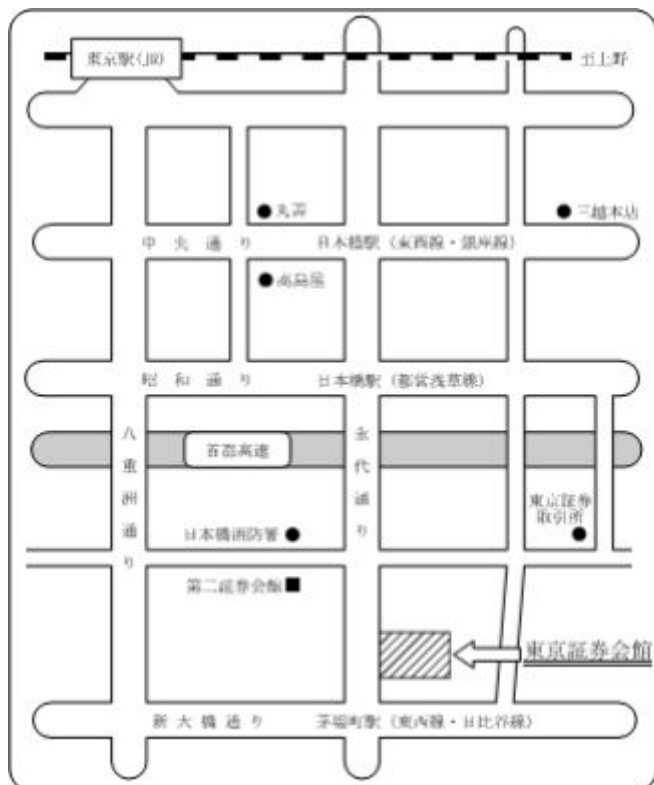
(10) 募集新株予約権のその他の内容

その他の本新株予約権の発行に関する詳細については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 8階 ホール  
連絡先 03-3667-9210



## 交通のご案内

東京メトロ東西線・日比谷線  
茅場町駅（中央改札 8番出口）